

参 考 資 料

目 次

1 県職員給与関係資料

第1表	職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	1
第2表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	職員の適用給料表別平均給与月額	3
第4表	職員の給与月額の対前年比較	3
第5表	職員の扶養手当の支給状況	5
第6表	職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況	6
第7表	職員の単身赴任手当の支給状況	6
第8表	職員の地域手当の支給状況	7
第9表	職員の住居手当の支給状況	8
第10表	職員の通勤手当の支給状況	8
第11表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員	9

2 民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	23
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	24
第13表 民間における初任給の改定状況	24
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	25
第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	26
第16表 民間における住宅手当の支給状況	37
第17表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	38
第18表 民間における特別給の支給状況	39
第19表 民間における冬季賞与の配分状況	39
第20表 民間における定年制の状況	40
第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	40
第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	40
第23表 民間における給与改定の状況等	41

3 県職員給与と民間給与との比較

第24表	県職員の給与と民間給与との比較	42
------	-----------------	----

4 生計費関係資料

第25表	費目別、世帯人員別標準生計費	43
------	----------------	----

5 勤務時間等関係資料

第26表	職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間の状況	44
------	-------------------------	----

6 人事院勧告等の要旨

	45
--	----

1 県職員給与関係資料

第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(令和8年職員給与実態調査)

給料表 \ 区 分	適 用 人 員	平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数
行 政 職	3,366 ^人	41.5 ^歳	18.8 ^年
公 安 職	1,807	39.1	17.7
研 究 職	146	40.7	17.2
医 療 職 (一)	12	47.1	20.5
医 療 職 (二)	84	41.7	16.9
医 療 職 (三)	63	36.7	13.4
大 学 教 育 職	53	50.7	24.5
高等学校等教育職	1,899	44.1	21.4
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	4,553	39.5	16.7
計	11,983	40.8	18.2

- (注) 1 この調査は、職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員を対象としたものである。
- 2 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員は、含まれていない。(以下第11表までにおいて同じ。)
- 3 特定任期付職員給料表は、適用者がいないため記載していない。(以下第11表までにおいて同じ。)
- 4 定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例附則第4項及び公立学校職員の給与に関する条例附則第5項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。(以下第11表までにおいて同じ。)

第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(令和8年職員給与実態調査)

給料表 \ 区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職	100	80.7	6.6	12.6	0.1	57.3	42.7
公安職	100	61.8	2.3	35.9	—	88.0	12.0
研究職	100	93.2	4.1	2.7	—	59.6	40.4
医療職（一）	100	100.0	—	—	—	91.7	8.3
医療職（二）	100	92.9	3.6	3.6	—	40.5	59.5
医療職（三）	100	95.2	4.8	—	—	4.8	95.2
大学教育職	100	71.7	28.3	—	—	32.1	67.9
高等学校等 教 育 職	100	95.8	2.3	1.8	0.1	47.3	52.7
中学校及び 小学校教育職	100	98.8	1.2	—	—	37.1	62.9
全給料表	100	87.4	3.3	9.3	0.1	52.2	47.8

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第3表 職員の適用給料表別平均給与月額

給与種目 \ 給料表	行政職	公安職	研究職	医療職(一)
給料	343,422 円	359,769 円	351,508 円	529,342 円
地域手当	12,029	12,285	11,456	95,015
給料の特別調整額 管理職手当	7,680	2,515	—	47,250
扶養手当	8,236	15,720	6,510	17,250
住居手当	5,799	3,438	6,638	9,000
その他	279	1,504	1,678	262,308
計	377,445	395,231	377,790	960,165

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。(第4表において同じ。)

2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、

第4表 職員の給与月額の対前年比較

(行政職)

(職員給与実態調査)

給与種目 \ 区分	令和7年 (A)	令和8年 (B)	比較	
			(B) - (A)	(B) / (A)
給料	334,334 円	343,422 円	9,088 円	102.7 %
地域手当	11,624	12,029	405	103.5
給料の特別調整額 管理職手当	7,483	7,680	197	102.6
扶養手当	8,114	8,236	122	101.5
住居手当	5,718	5,799	81	101.4
その他	235	279	44	118.7
計	367,508	377,445	9,937	102.7

(令和8年職員給与実態調査)

医療職(二)	医療職(三)	大学教育職	高等学校等 教 育 職	中学校及び 小学校教育職	計
円 346,686	円 335,183	円 449,177	円 409,525	円 380,969	円 371,361
11,440	10,889	14,874	13,512	12,607	12,601
4,065	1,073	8,562	4,436	6,427	5,801
7,327	4,032	7,075	8,576	7,158	8,963
6,127	5,222	7,391	5,188	5,419	5,221
7,500	—	1,504	528	534	934
383,145	356,399	488,583	441,765	413,114	404,881

へき地手当、へき地手当に準ずる手当である。(第4表において同じ。)

(給料表計)

(職員給与実態調査)

区 分 給与種目	令 和 7 年 (A)	令 和 8 年 (B)	比 較	
			(B)－(A)	(B)／(A)
給 料	円 358,432	円 371,361	円 12,929	% 103.6
地 域 手 当	12,135	12,601	466	103.8
給料の特別調整額 管 理 職 手 当	5,674	5,801	127	102.2
扶 養 手 当	8,459	8,963	504	106.0
住 居 手 当	5,183	5,221	38	100.7
そ の 他	805	934	129	116.0
計	390,688	404,881	14,193	103.6

第5表 職員の扶養手当の支給状況

1 給料表別扶養親族数

(令和8年職員給与実態調査)

区 分 給 料 表	受 職 員 給 数	扶 養 親 族 数				全 職 員 1 人 当 たり 平 均 扶 養 親 族 数
		子	うち 特定期間 にある子	子 以 外	計	
行 政 職	人 1,128	人 1,877	人 603	人 47	人 1,924	人 0.6
公 安 職	1,023	2,005	454	11	2,016	1.1
研 究 職	41	63	25	1	64	0.4
医 療 職 (一)	8	14	5	—	14	1.2
医 療 職 (二)	28	43	10	1	44	0.5
医 療 職 (三)	10	18	4	—	18	0.3
大 学 教 育 職	14	26	6	2	28	0.5
高 等 学 校 等 教 育 職	663	1,101	362	25	1,126	0.6
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	1,325	2,281	539	37	2,318	0.5
計	4,240	7,428	2,008	124	7,552	0.6

(注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。(下表において同じ。)

2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

3 手当受給職員数の全職員に対する割合は、35.4%である。

4 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、25,331円である。

2 扶養親族数別職員数

(令和8年職員給与実態調査)

区 分	扶 養 親 族 数								計
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	
受 給 職 員 数	人 1,667	人 1,907	人 598	人 63	人 5	人 —	人 —	人 —	人 4,240

第6表 職員の給料の特別調整額・管理職手当の支給状況

(令和8年職員給与実態調査)

区 分	1種 2種	3種 4種	5種 6種	7種 8種 9種	教1種 教2種	教3種	教4種	教5種	受 給 者 計	手当受給者 1人あたり 平均手 当 額
職員の 区 分	本庁 部長 など	本庁 次長 など	本庁 課長 など	その他	校長	副校長	教頭	特別支援 学校教諭 (部主事)		
受給者	人 21	人 66	人 307	人 40	人 226	人 5	人 371	人 27	人 1,063	円 65,395

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和8年職員給与実態調査)

区 分		受 給 者
職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離	100km未満	人 93
	100km以上 300km未満	5
	300km以上 500km未満	—
	500km以上 700km未満	1
	700km以上 900km未満	15
	900km以上 1,100km未満	—
	1,100km以上 1,300km未満	—
	1,300km以上 1,500km未満	—
	1,500km以上	—
受給者計		114
手当受給者1人あたり平均手当月額		円 34,772

第8表 職員の地域手当の支給状況

(令和8年職員給与実態調査)

区分 給料表	計	地域別人員 (構成比)								
		20%級地 (東京都 特別区)	16%級地 (川崎市、 大阪市)	10%級地 (神戸市)	8%級地 (広島市、 福岡市)	4%級地 (金沢市、 岡山市)	1%級地 (徳島市)	県内	医療職 (一)	非支給地
行政職	人 3,366 (100%)	人 25 (0.74%)	人 6 (0.18%)	人 —	人 1 (0.03%)	人 2 (0.06%)	人 —	人 3,332 (98.99%)	人 —	人 —
公安職	1,807 (100%)	4 (0.22%)	2 (0.11%)	1 (0.06%)	—	—	—	1,800 (99.61%)	—	—
研究職	146 (100%)	—	—	—	—	—	—	146 (100%)	—	—
医療職(一)	12 (100%)	—	—	—	—	—	—	—	12 (100%)	—
医療職(二)	84 (100%)	—	—	—	—	—	—	84 (100%)	—	—
医療職(三)	63 (100%)	—	—	—	—	—	—	63 (100%)	—	—
大学教育職	53 (100%)	—	—	—	—	—	—	53 (100%)	—	—
高等学校等 教育職	1,899 (100%)	—	—	—	—	—	—	1,898 (99.95%)	—	1 (0.05%)
中学校及び 小学校教育職	4,553 (100%)	—	—	—	—	—	—	4,548 (99.89%)	—	5 (0.11%)
計	11,983 (100%)	29 (0.24%)	8 (0.07%)	1 (0.01%)	1 (0.01%)	2 (0.02%)	0 (0.00%)	11,924 (99.51%)	12 (0.10%)	6 (0.05%)
平均手当月額	円 12,601	円 70,494	円 58,440	円 X	円 X	円 11,068	円 —	円 12,350	円 95,015	円 0

(注) 1 「X」は人員が1人の場合である。

2 構成比は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

3 「県内」には、異動保障の適用を受ける職員を含む。

第9表 職員の住居手当の支給状況

(令和8年職員給与実態調査)

給料表 区分	受給職員数	内 訳		
		手当月額11,000円未満の受給者	手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者	手当月額27,000円の受給者
行政職	人 763	人 —	人 285	人 478
公安職	242	1	95	146
研究職	38	—	17	21
医療職（一）	4	—	—	4
医療職（二）	20	—	8	12
医療職（三）	13	—	6	7
大学教育職	16	—	6	10
高等学校等 教 育 職	390	1	167	222
中学校及び 小学校教育職	980	—	446	534
計	2,466	2	1,030	1,434

- (注) 1 手当受給職員数の全職員に対する割合は、20.6%である。
 2 手当受給職員1人当たりの平均手当月額は、25,324円である。
 3 単身赴任手当受給職員で、配偶者等が居住する借家・借間に係る手当を受給するものは9人(1人当たりの平均手当月額は13,300円)である。

第10表 職員の通勤手当の支給状況

(令和8年職員給与実態調査)

給料表 区分	受給職員数	内 訳		
		交通機関のみ利用者	自動車等のみ使用者	交通機関・自動車等併用者
行政職	人 2,899	人 640	人 2,059	人 200
公安職	1,399	121	1,255	23
研究職	134	3	124	7
医療職（一）	10	3	6	1
医療職（二）	76	6	62	8
医療職（三）	62	3	55	4
大学教育職	51	3	48	—
高等学校等 教 育 職	1,783	40	1,723	20
中学校及び 小学校教育職	4,173	29	4,125	19
計	10,587	848	9,457	282
平均手当月額	円 9,165	円 13,793	円 8,271	円 25,227

- (注) 手当受給職員数の全職員に対する割合は、88.4%である。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

(令和8年職員給与実態調査)

1 行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2							1	3	1
3								1	
4								5	
5							2	20	11
6								7	6
7								3	2
8									
9	7							1	
10									
11									
12	5	4	2						
13	1		1						
14		2	3				7		
15		2	2				39		
16	4	55	36				7		
17	1	2	6						
18		5	3						
19	6	4	5				15		
20	4	5	6				5		
21	2	6	5						
22	1	78	6				1		
23		6	4				5		
24		7	56				5		
25	1	7	2				2		
26		4	10						
27	1	2	9						
28		66	52				1		
29	74	14	7				3		
30	2	7	15				1		
31		6	10				7		
32	74	57	19				8		
33	4	8	5						
34	2	10	27		1				
35	2	4	9	1		1	2		
36	7	7	19			2	1		
37	11	2	8	15		2			
38	75	6	42	15		4			
39	6	4	6	8		11	2		
40	12	4	17	7		5			
41	9		14	21		9			
42	8	1	45	14	1	15			
43	3	1	15	16	5	23	1		
44	72	3	14	8	1	6			
45	15	1	11	18	2	4	7		
46	11		47	9	3	9			
47	5		12	11	11	16			
48	12		24	14	6	4			
49	14		15	12	3	3			
50	6		18	12	5	1			
51	5	1	7	17	16	2			
52	5		32	10	9	7			
53	7		12	13	7				
54	1	1	19	6	4				
55	1	1	17	10	22	8			
56			26	6	16	7			
57	13		13	5	14	2			
58	3		15	7	6				
59	1		6	4	10	1			
60	2	1	12		16	5			
61	3		8	7	17	1			
62	1	1	8	8	17				
63	2		5	6	7	1			
64	3	1	2	6	12				

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66	28		4	4	14	1			
67	1		4	3	10	1			
68	3		3	8	17				
69		1	2	5	7				
70	2		2	4	15				
71	2		2	1	10				
72	1		1	4	11				
73				5	11				
74	2		2	5	19	3			
75			4	4	20				
76			2	4	19				
77	2		1	3	16				
78		1		5	15				
79	2			7	18				
80			2	6	15				
81			1	2	14				
82				5	17				
83			2	5	10				
84			2	6	22				
85			1	2	34				
86				54	21				
87			2		11				
88			1		21				
89			1		14				
90					20				
91	1		4		11				
92					17				
93	1				6				
94			1		127				
95			2						
96		1	1						
97									
98			1						
99			3						
100			1						
101			2						
102			2						
103			3						
104									
105			1						
106			2						
107									
108									
109			28						
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	549	399	881	428	773	154	122	40	20
適用職員数								3,366	

(注) 該当人員0の号給は空欄とした。(以下第11表の各表において同じ。)

2 公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5 6 7 8								1	11 3
9 10 11 12	1 9 3								
13 14 15 16	2 1 11		1						
17 18 19 20	2 16		2		1				
21 22 23 24	2 1 14	1 1 27	1 1 3	1	1				
25 26 27 28	24 2 2 30	1 6 2 38	1 1 2 18	1 1 1	1 1			1	
29 30 31 32	2 3 2 1	4 1 29	9 2 14	2 2 3	2 2			4 1 6	
33 34 35 36	3 1 3 3	1 10 3 30	4 11 3 25	2 4 1 3	1 2 1 6			1 2 4	
37 38 39 40	1 3 2	1 14 4 7	1 3 7 30	4 1 6	2 6 3 6			2 1 2	
41 42 43 44	1	1 1 5	2 14 4 15	4 6 4	4 5 4 4		4 4 5	1 1 1	
45 46 47 48	1 2	1 3 1	7 13 4 12	6 1 12	2 3 3 8	1 1 1	4 1 7 3	1	
49 50 51 52			8 17 3 20	9 8 11	6 10 9 10	1 1 1	4 2 3		
53 54 55 56		1 1	5 10 1 12	4 11 4 17	9 5 7 11	1 1 2 3	5 1 2 1		
57 58 59 60			4 9 4 7	6 11 7 9	6 7 9 7	3 1	1 2 3		
61 62 63 64	1	1	2 5 6 14	4 13 6 12	11 7 8 12	1 1 2 2	1 3 1		
65 66 67 68			6 7 3 9	3 8 1 11	4 13 5 13	4 4 5			
69 70 71 72			14 3 4	12 5 4	6 6 11	1 2 3			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73			2	5	5	3	5		
74			6	8	4	3			
75			2	7	2	3			
76			6	7	5	4			
77			1	4	3	2			
78			1	8	4	2			
79			2	8	2	3			
80			6	7	2	2			
81			3	4	3	2			
82			5	10		5			
83			4	6					
84			3	4	1	1			
85			3	4	3	18			
86			4	5	1				
87	1			7	1				
88			6	4	3				
89			3	4	2				
90			2	4					
91			1	1	3				
92			3	4	2				
93				6	10				
94			1	1					
95			2	4					
96			3	4					
97			2	3					
98			3	2					
99			1	3					
100			2	6					
101									
102			3	3					
103				3					
104			1	2					
105	1		4	4					
106			1	1					
107				3					
108			3	2					
109			3	1					
110				1					
111			2	4					
112	1		1	1					
113				2					
114				2					
115			1	1					
116			1	2					
117				3					
118			1	3					
119				5					
120				1					
121				15					
122									
123									
124			1						
125			1						
126			1						
127									
128									
129									
130									
131									
132			1						
133			1						
134			1						
135									
136									
137			2						
138			1						
139									
140									
141			2						
計	167	195	493	445	317	85	62	29	14
適用職員数								1,807	

3 研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		1			
6		1			
7					
8		2			
9					
10					
11					
12					
13		1			
14					
15					
16		2			
17		1			
18					
19					
20		4			
21					
22		1			
23					
24		2			
25					
26		1			
27					
28		2			
29		1			
30		3	1		
31		1			
32		3	1		
33					
34	1		2		
35	1		1		
36		2	1		
37					
38					
39					
40		5	2		
41					
42			1		
43					
44		5	2		
45			2		
46		4	1		
47					
48		2			
49			1		
50			2		
51					
52		4			
53			1		
54			1		
55			1		
56					
57		1			
58					
59		1			
60		4			
61		1			
62		4			
63					
64		2			

職務の級 号給	1	2	3	4	5
65	人	人	人	人	人
66	2		3		
67		1			
68		3			
69					
70		3	2		
71			1		
72		1			
73		1	1		
74					
75					
76		1	1		
77		2	3		
78		1			
79					
80		2	1		
81			1		
82			1		
83					
84		4	4		
85			2		
86		1	1		
87			1		
88			1		
89			13		
90					
91					
92					
93					
94		1			
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110		1			
111					
112					
113					
114		1			
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121		2			
計	4	86	56		
				適用職員数	146

4 医療職給料表(一)

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				1
6				1
7				
8				2
9				1
10				
11				
12		1		
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28			1	
29				
30	1			
31		1		
32		1		
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55			1	
56				
57				
58				
59				
60				

職務の級 号給	1	2	3	4
61	人	人	人	人
62				
63			1	
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計	1	3	3	5
適用職員数				12

5 医療職給料表(二)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8		1						
9		1						
10		1	1					
11			1				1	
12			1					
13								
14								
15								
16								
17							1	
18			1					
19								
20								
21								
22								
23		3	1					
24			3			1		
25						1		
26		3	2			1		
27						1		
28			1			1		
29								
30		1		2				
31								
32						4		
33				1				
34						1		
35		1						
36			1	1				
37								
38			2					
39								
40				1	1	9		
41								
42					2	2		
43								
44				1				
45		1	1					
46								
47								
48				1	1			
49					1			
50					1			
51				1				
52								
53		1		2				
54				2	1	1		
55	1							
56				1				
57				1				
58				2				
59								
60			1					

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
61								
62								
63			1	1	1			
64								
65								
66					1			
67								
68								
69								
70					1			
71								
72								
73								
74								
75					1			
76								
77								
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85	1							
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93		1						
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
計	2	15	16	17	10	22	2	
適用職員数								84

6 医療職給料表(三)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人	人
5 6 7 8			3				
9 10 11 12			1				
13 14 15 16		3	4	2			
17 18 19 20			1	1			
21 22 23 24		3 1	1 1				
25 26 27 28							
29 30 31 32			1				
33 34 35 36		2			1	1	
37 38 39 40				1 1			
41 42 43 44			1	2 1	1 1		
45 46 47 48				1 1	1		
49 50 51 52					1		
53 54 55 56				1	1		
57 58 59 60				1 1 1			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61							
62							
63							
64				1	1		
65							
66							
67					1		
68							
69							
70				1			
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79					1		
80							
81					1		
82							
83							
84							
85					1		
86					1		
87							
88							
89							
90					2		
91					1		
92							
93					1		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		14	15	16	17	1	
						適用職員数	63

7 大学教育職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4
人	人	人	人	人
1				
2				
3				1
4				
5				1
6				2
7				3
8				6
9				1
10				1
11				1
12				1
13				
14				
15				1
16			1	
17				
18		1		
19				
20				
21		1		
22		1	1	
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37		1		
38				
39		1		
40	1			
41				
42				
43		1	1	
44				
45	1	1		
46				
47				
48			1	
49				
50				
51				
52		1		
53				
54				
55	1		1	
56	1	1		
57				
58				
59				
60				
61			1	
62			1	
63				
64	1			

職務の級 号給	1	2	3	4
人	人	人	人	人
65				
66	1			
67			1	
68				
69		1		
70				
71		1		
72				
73			1	
74				
75				
76				
77	1			
78				
79				
80				
81				
82				
83	1			
84				
85				
86	1			
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93		2		
94				
95				
96	1			
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106	1			
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117	1			
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129	1			
計	13	13	9	18
適用職員数				53

8 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		17			2
6					
7					
8		4			
9		7			
10					1
11					1
12		4			
13		8			10
14		14			1
15	1				6
16		7			
17		10			2
18		13			1
19					3
20					
21		8			1
22	1	20			
23		1			2
24		4			3
25	3	4			
26	2	18			1
27	3	2			1
28	3	4			
29	3	4			
30		20			
31		1			
32	1	11			
33	1	5			
34		22			
35		1			
36	2	7			
37	1	1			
38	1	21			
39	3	3			
40	2	10			
41	3	7		2	
42		21		3	
43				2	
44	1	8		5	
45	1	11		2	
46	2	26		5	
47	2	5		2	
48	1	10		9	
49	1	5		4	
50	2	24		4	
51		5			
52	1	14		3	
53	2	8		2	
54	1	20		5	
55				3	
56		10		5	
57		8		4	
58	4	21		8	
59	2	2			
60		16		2	

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
61	人	人	人	人	人
62	2	16		15	
63	1	5			
64		12			
65	2	8			
66	1	21			
67					
68	3	15			
69	6	6			
70	3	16			
71	1	4			
72		14			
73		9			
74		25			
75		7			
76		12			
77	2	7	1		
78	1	16	1		
79		2	1		
80	1	13			
81		9	1		
82	2	15			
83	2	4	1		
84	3	9			
85		8			
86		15	1		
87	1	5	1		
88	1	9			
89		11			
90	3	14			
91		10			
92	1	14	1		
93	1	7			
94	1	12			
95	1	5			
96	1	10			
97	1	5			
98	1	4			
99		5			
100	1	16			
101	1	6			
102		6			
103		1			
104		11			
105		5			
106		17			
107		5			
108		13			
109	1	6			
110		9			
111	1	5			
112		13			
113		6			
114	1	10			
115		3			
116		15			
117		7			
118	1	5			
119	1	2			
120		14			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
121	人	人	人	人	人
122		8			
123		14			
124		7			
125		15			
126		4			
127		13			
128	1	6			
129		17			
130	1	8			
131		11			
132	2	5			
133	1	14			
134		2			
135	1	12			
136		12			
137		24			
138		7			
139		15			
140	1	10			
141		28			
142	1	5			
143		10			
144		15			
145		22			
146	1	343			
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153	5				
計	114	1,657	8	85	35
適用職員数			1,899		

9 中学校及び小学校教育職給料表

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					1
5					
6					13
7					8
8					17
9					8
10					9
11					17
12					8
13					15
14					8
15					8
16					12
17		122			8
18					9
19					10
20		98			10
21		16			5
22		2			4
23		1			2
24		12			2
25	15	7			5
26	1	92			1
27	1	1			2
28	3	22			2
29	8	24			1
30	6	109			
31	3				
32	4	12			2
33	7	13			4
34	3	96			
35	1	6			
36	3	41			
37	3	13			
38	2	120			
39		1			
40	5	25		3	
41	6	9			
42		76		1	
43	1	4		1	
44		18	1	2	
45	3	7	1		
46	3	89		2	
47		3			
48	3	22			
49	1	6			
50		88	1	3	
51	1	3		2	
52		39	1	2	
53	1	11	2	2	
54		103		3	
55	1	2	1		
56		35	3	6	
57		14		4	
58		87		3	
59	1	2	1	1	
60		33	2	8	

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
61	人	人	人	人	人
62	1	9		8	
63	1	3	1	9	
64	1	45	4	5	
65	22	13		20	
66	1	85	1	11	
67		7		13	
68		27	1	8	
69	1	15		18	
70	2	69	2	10	
71		4	1	6	
72	1	34	1	3	
73	3	7	1	11	
74		78	3	10	
75		3		8	
76		25	1	5	
77		11	1	9	
78		75	2	7	
79	1	7		12	
80		44	3	6	
81		8		10	
82	1	62	2	14	
83	1	6		4	
84	1	29	3	3	
85	1	11	6	4	
86	1	65	4	8	
87		7	2		
88	1	34	1	1	
89		14	2	3	
90		56		3	
91		6	1		
92	5	33	4	6	
93	4	20	3	6	
94	1	44			
95	1	8	5		
96	2	26	1		
97	3	12	1		
98		42	3		
99		8	3		
100		29			
101	5	11	2		
102	1	38			
103	1	13			
104	1	47	1		
105	2	13	9		
106		27			
107	1	8			
108	2	36			
109	4	11			
110	1	20			
111	1	9			
112		47			
113	1	8			
114		16			
115		9			
116	1	32			
117	2	14			
118		16			
119	1	7			
120	1	26			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
121	人	人	人	人	人
122	3	10			
123		19			
124		4			
125		22			
126	24	13			
127		23			
128		8			
129		19			
130		12			
131		16			
132		4			
133		19			
134		10			
135		13			
136		4			
137		9			
138		13			
139		6			
140		11			
141		6			
142		17			
143		8			
144		16			
145		4			
146		12			
147		10			
148		18			
149		8			
150		9			
151		2			
152		10			
153		10			
154		15			
155		6			
156		15			
157		313			
計	194	3,788	89	291	191
		適用職員数		4,553	

2 民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

香川県人事委員会、人事院及び他の人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 373事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から116事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

5,636人：初任給関係447人（行政職に相当する調査実人員442人）、初任給関係以外の調査職種5,189人（行政職に相当する調査実人員4,864人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、23,076人であり、行政職に相当するものは18,959人である。）

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和8年職種別民間給与実態調査)

産 業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満
産 業 計		事業所 105	事業所 56	事業所 49
農 業 、 林 業 、 漁 業		—	—	—
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業 、 建 設 業		7	7	—
製 造 業		47	22	25
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 、 郵 便 業		14	10	4
卸 売 業 、 小 売 業		6	1	5
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 質 貸 業		6	4	2
教 育 、 学 習 支 援 業 、 医 療 、 福 祉 、 サ ー ビ ス 業		25	12	13

- (注) 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所等が11事業所あった。
2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 民間における初任給の改定状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

項目		新規学卒者の採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の採用なし
学歴	企業規模		増 額	据 置 き	減 額	
大学卒	規 模 計	% 42.4	% (71.6)	% (28.4)	% (0.0)	% 57.6
	500人以上	41.7	(70.4)	(29.6)	(0.0)	58.3
	100人以上 500人未満	43.0	(72.7)	(27.3)	(0.0)	57.0
高校卒	規 模 計	30.5	(78.9)	(17.4)	(3.6)	69.5
	500人以上	31.4	(74.5)	(25.5)	(0.0)	68.6
	100人以上 500人未満	29.7	(83.3)	(9.4)	(7.3)	70.3

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企 業 規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学院修士課程修了	※ 272,732	※ 255,411	円 X
		大学卒	241,008	242,357	239,467
		短大卒	194,226	※ 199,886	※ 190,941
		高校卒	200,112	200,361	※ 199,462
	新卒技術者	大学院修士課程修了	274,270	285,273	※ 240,016
		大学卒	250,807	264,660	239,413
		短大卒	239,649	236,659	※ 247,000
		高校卒	207,122	215,432	201,586
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	273,839	278,133	※ 263,004
		大学卒	244,585	249,656	239,445
		短大卒	221,160	227,033	213,344
		高校卒	204,856	208,448	201,202
そ の 他	新卒大学助教	大学卒	—	—	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—
	新卒研究員	大学卒	X	X	—
	新卒研究補助員	短大卒	—	—	—
		高校卒	—	—	—
	準新卒医師	大学卒	—	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—
	準新卒診療放射線技師	大学卒	—	—	—
		養成所卒	—	—	—
	新卒栄養士	大学卒	—	—	—
		短大卒	—	—	—
	準新卒看護師	養成所卒	X	—	X
	準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—

(注) 1 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

2 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

3 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

4 「準新卒」とは、令和7年度中に資格免許を取得し、令和8年4月までの間に採用された者をいう。

なお、医師については、令和5年3月又は令和6年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和8年4月までの間に採用された者（令和7年4月採用者を除く）に限っている。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 企業規模計

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 6	歳 57.1	円 785,116	円 17,019	円 768,097	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	3	58.8	821,127	0	821,127	
	短 大 卒	X	X	X	X	X	
	高 校 卒	2	54.5	695,589	39,764	655,825	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	4	57.0	891,641	2,619	889,022	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	2	56.3	1,036,516	394	1,036,122	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	2	57.8	724,856	5,182	719,674	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	126	54.9	701,821	1,661	700,160	・ 2 課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	97	54.5	747,867	1,678	746,189	
	短 大 卒	7	57.1	634,847	175	634,672	
	高 校 卒	22	55.7	551,064	1,982	549,082	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	92	54.1	707,385	1,432	705,953	同 上
	大 学 卒	54	54.0	766,771	2,445	764,326	
	短 大 卒	14	53.6	715,107	0	715,107	
	高 校 卒	23	54.6	572,577	83	572,494	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下第15表の各表において同じ。)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	人 55	歳 54.3	円 649,985	円 925	円 649,060	・ 前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	46	54.4	681,913	1,022	680,891	
	短 大 卒	5	53.7	478,783	813	477,970	
	高 校 卒	4	54.5	490,274	0	490,274	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 次 長	23	54.4	714,153	12	714,141	同 上
	大 学 卒	15	53.9	736,444	17	736,427	
	短 大 卒	2	51.6	614,535	0	614,535	
	高 校 卒	6	56.8	687,204	0	687,204	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長	270	50.5	609,817	12,327	597,490	・ 2 係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大 学 卒	193	49.9	627,081	11,071	616,010	
	短 大 卒	24	49.8	497,685	20,414	477,271	
	高 校 卒	53	53.0	595,125	13,422	581,703	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 課 長	276	50.7	630,682	12,007	618,675	同 上
	大 学 卒	179	50.3	674,960	12,786	662,174	
	短 大 卒	23	51.7	548,430	5,251	543,179	
	高 校 卒	74	51.5	540,794	12,005	528,789	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長 代 理	126	48.7	449,326	29,016	420,310	・ 上記課長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	73	47.5	457,155	30,229	426,926	
	短 大 卒	18	51.5	429,798	29,119	400,679	
	高 校 卒	35	49.8	443,338	26,622	416,716	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 課 長 代 理	178	47.4	561,214	45,542	515,672	同 上
	大 学 卒	114	46.1	577,168	40,130	537,038	
	短 大 卒	18	47.5	542,080	25,980	516,100	
	高 校 卒	46	51.0	527,518	69,281	458,237	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	人 346	歳 45.2	円 514,593	円 88,540	円 426,053	・ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	227	43.2	530,008	92,196	437,812	
	短 大 卒	40	50.3	417,407	48,966	368,441	
	高 校 卒	76	48.4	516,034	96,068	419,966	
	中 学 卒	3	49.2	463,352	88,637	374,715	
	技 術 係 長	420	46.1	539,703	99,426	440,277	同 上
	大 学 卒	247	43.8	524,922	99,655	425,267	
	短 大 卒	38	48.3	570,698	106,014	464,684	
	高 校 卒	134	49.3	556,272	97,377	458,895	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	事 務 主 任	308	42.9	385,683	46,613	339,070	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	188	40.8	391,798	50,042	341,756	
	短 大 卒	52	45.2	358,310	40,858	317,452	
	高 校 卒	67	46.8	391,187	42,275	348,912	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	技 術 主 任	401	40.5	464,418	81,843	382,575	同 上
	大 学 卒	226	37.3	432,182	74,908	357,274	
	短 大 卒	45	42.5	436,878	65,269	371,609	
	高 校 卒	130	43.0	499,408	91,349	408,059	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 係 員	1,226	38.0	338,937	44,607	294,330	
	大 学 卒	678	35.1	342,129	43,202	298,927	
	短 大 卒	182	42.0	321,381	42,031	279,350	
	高 校 卒	360	41.0	342,001	48,520	293,481	
	中 学 卒	6	49.9	320,643	29,619	291,024	
	技 術 係 員	1,007	40.8	402,882	58,292	344,590	
	大 学 卒	467	35.7	379,315	59,009	320,306	
	短 大 卒	168	40.6	379,491	53,850	325,641	
	高 校 卒	368	43.4	419,858	59,014	360,844	
	中 学 卒	4	43.3	279,638	14,986	264,652	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
技能・労務 関係職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	{ 見習、外国語の電話交換手 を除く。 { 業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	—	—	—	—	—	
	守 衛	4	51.2	445,276	41,323	403,953	
	用 務 員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	—	—	—	—	—	
	大 学 副 学 長	—	—	—	—	—	
	大 学 学 部 長	—	—	—	—	—	
	大 学 教 授	12	57.2	539,137	0	539,137	
	大 学 准 教 授	14	51.1	504,159	0	504,159	
	大 学 講 師	11	50.8	464,047	0	464,047	
	大 学 助 教	3	42.5	402,720	0	402,720	
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 頭	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 諭	—	—	—	—	—	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) { 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 { 構成員3人以上の室(係) の長 { 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	5	48.8	660,164	803	659,361	
	研究室(係)長	2	49.5	567,160	121,530	445,630	
	主 任 研 究 員	23	38.1	487,698	81,244	406,454	
	研 究 員	26	30.6	344,629	43,357	301,272	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
医 療 関 係 職 種	人 院 長	—	—	円	円	円	・ 部下に医師又は歯科医師 5人以上 ・ 上記病院長に事故等のあ るときの職務代行者 ・ 部下に医師又は歯科医師 1人以上
	副 院 長	X	X	X	X	X	
	医 科 長	X	X	X	X	X	
	医 師	5	54.9	1,700,715	130,071	1,570,644	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
	薬 局 長	X	X	X	X	X	・ 部下に薬剤師 2人以上
	薬 剤 師	8	38.3	322,211	18,437	303,774	
	診療放射線技師	7	44.4	410,944	27,590	383,354	
	臨床検査技師	8	39.4	388,340	32,841	355,499	
	栄 養 士	8	41.1	328,873	13,065	315,808	
理 学 療 法 士	46	34.2	325,248	25,582	299,666		
作 業 療 法 士	33	38.1	347,327	28,414	318,913		
総 看 護 師 長	X	X	X	X	X	・ 部下に看護師長 5人以上	
看 護 師 長	33	50.7	439,892	39,898	399,994	・ 部下に看護師又は准看護 師 5人以上	
看 護 師	64	42.2	347,975	25,142	322,833		
准 看 護 師	9	46.3	341,948	46,318	295,630		

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
- 4 上記は、以下第15表の各表において同じである。

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 6	歳 57.1	円 785,116	円 17,019	円 768,097	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	3	58.8	821,127	0	821,127	
	短 大 卒	X	X	X	X	X	
	高 校 卒	2	54.5	695,589	39,764	655,825	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	3	56.1	929,633	288	929,345	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	2	56.3	1,036,516	394	1,036,122	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	X	X	X	X	X	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	94	55.5	772,694	794	771,900	・ 2 課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	80	55.2	799,917	204	799,713	
	短 大 卒	5	57.2	636,319	274	636,045	
	高 校 卒	9	57.0	609,988	6,058	603,930	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	64	53.8	789,821	817	789,004	同 上
	大 学 卒	41	53.4	836,495	1,257	835,238	
	短 大 卒	10	54.3	781,986	0	781,986	
	高 校 卒	13	54.6	642,625	65	642,560	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	人 43	歳 55.1	円 694,783	円 1,288	円 693,495	・ 前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	36	55.3	729,242	1,403	727,839	
	短 大 卒	4	53.7	454,362	1,094	453,268	
	高 校 卒	3	55.2	560,796	0	560,796	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 次 長	21	54.8	734,087	13	734,074	同 上
	大 学 卒	13	54.5	771,846	21	771,825	
	短 大 卒	2	51.6	614,535	0	614,535	
	高 校 卒	6	56.8	687,204	0	687,204	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長	210	50.8	653,687	13,503	640,184	・ 2 係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大 学 卒	150	50.3	680,121	12,115	668,006	
	短 大 卒	17	50.0	530,976	18,252	512,724	
	高 校 卒	43	52.8	607,263	16,487	590,776	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 課 長	207	51.1	682,633	6,433	676,200	同 上
	大 学 卒	148	50.5	715,817	6,651	709,166	
	短 大 卒	16	52.4	591,167	8,163	583,004	
	高 校 卒	43	53.1	583,835	4,928	578,907	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長 代 理	107	49.1	454,414	22,404	432,010	・ 上記課長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	61	48.7	461,924	21,552	440,372	
	短 大 卒	15	51.7	441,639	21,772	419,867	
	高 校 卒	31	48.8	446,714	24,183	422,531	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 課 長 代 理	141	47.7	570,800	36,236	534,564	同 上
	大 学 卒	97	46.5	583,576	31,906	551,670	
	短 大 卒	13	47.5	545,717	17,657	528,060	
	高 校 卒	31	51.7	541,858	60,967	480,891	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	人 235	歳 44.8	円 568,148	円 106,503	円 461,645	・ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	152	42.5	585,756	110,635	475,121	
	短 大 卒	24	50.4	470,353	63,114	407,239	
	高 校 卒	57	48.5	555,782	110,524	445,258	
	中 学 卒	2	53.8	529,291	105,440	423,851	
	技 術 係 長	307	46.3	572,873	111,698	461,175	同 上
	大 学 卒	184	43.8	552,928	109,908	443,020	
	短 大 卒	28	48.7	615,772	128,983	486,789	
	高 校 卒	94	49.9	596,976	110,602	486,374	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	事 務 主 任	191	42.8	413,453	55,405	358,048	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	120	40.3	423,342	60,623	362,719	
	短 大 卒	27	48.1	392,885	49,351	343,534	
	高 校 卒	44	46.5	399,098	45,293	353,805	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 主 任	305	40.8	486,944	87,860	399,084	同 上
	大 学 卒	175	37.6	450,217	77,898	372,319	
	短 大 卒	27	44.9	466,679	76,217	390,462	
	高 校 卒	103	43.0	518,080	96,992	421,088	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 係 員	809	37.8	364,274	54,610	309,664	
	大 学 卒	448	34.6	364,792	51,768	313,024	
	短 大 卒	102	44.2	357,201	54,493	302,708	
	高 校 卒	257	40.7	366,330	59,282	307,048	
	中 学 卒	2	46.4	274,626	25,369	249,257	
	技 術 係 員	683	41.8	424,289	63,715	360,574	
	大 学 卒	307	36.6	405,951	69,495	336,456	
	短 大 卒	109	42.3	406,182	58,430	347,752	
	高 校 卒	266	43.7	434,314	62,420	371,894	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	X	X	X	X	X	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	X	X	X	X	X	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	32	53.7	560,122	3,396	556,726	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	17	52.3	581,687	6,382	575,305	
	短 大 卒	2	56.9	632,218	0	632,218	
	高 校 卒	13	55.1	522,411	0	522,411	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	28	54.7	559,003	2,540	556,463	同 上
	大 学 卒	13	55.6	593,823	5,393	588,430	
	短 大 卒	4	52.2	583,453	0	583,453	
	高 校 卒	10	54.6	502,901	101	502,800	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	人 12	歳 52.3	円 535,696	円 0	円 535,696	・ 前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	10	52.1	554,817	0	554,817	
	短 大 卒	X	X	X	X	X	
	高 校 卒	X	X	X	X	X	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 次 長	2	50.5	548,550	0	548,550	同 上
	大 学 卒	2	50.5	548,550	0	548,550	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	60	49.7	484,387	8,962	475,425	・ 2 係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大 学 卒	43	49.0	479,021	8,157	470,864	
	短 大 卒	7	49.4	442,699	23,984	418,715	
	高 校 卒	10	53.5	544,481	635	543,846	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 課 長	69	49.6	498,570	26,182	472,388	同 上
	大 学 卒	31	49.3	508,298	37,813	470,485	
	短 大 卒	7	50.4	472,400	70	472,330	
	高 校 卒	31	49.8	494,101	19,684	474,417	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長 代 理	19	47.1	430,473	53,513	376,960	・ 上記課長に事故等のあると きの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下 4 人以上 を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	12	43.6	441,689	58,364	383,325	
	短 大 卒	3	50.8	388,525	54,728	333,797	
	高 校 卒	4	54.7	425,986	39,158	386,828	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 課 長 代 理	37	46.3	514,624	90,772	423,852	同 上
	大 学 卒	17	43.5	530,931	99,472	431,459	
	短 大 卒	5	47.4	525,533	63,849	461,684	
	高 校 卒	15	49.1	493,614	88,939	404,675	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	人 111	歳 45.9	円 409,192	円 53,186	円 356,006	・ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	75	44.6	421,227	56,215	365,012	
	短 大 卒	16	50.1	353,444	31,873	321,571	
	高 校 卒	19	47.8	411,128	57,913	353,215	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	技 術 係 長	113	45.6	448,636	65,736	382,900	同 上
	大 学 卒	63	43.8	441,274	69,033	372,241	
	短 大 卒	10	47.5	457,198	48,175	409,023	
	高 校 卒	40	47.7	457,131	65,165	391,966	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	117	43.1	350,395	35,441	314,954	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	68	41.4	347,786	35,279	312,507	
	短 大 卒	25	43.1	333,313	34,718	298,595	
	高 校 卒	23	47.4	378,376	37,386	340,990	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	技 術 主 任	96	39.3	386,218	60,957	325,261	同 上
	大 学 卒	51	36.7	382,677	66,702	315,975	
	短 大 卒	18	39.9	404,557	53,394	351,163	
	高 校 卒	27	43.6	380,640	55,454	325,186	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 員	417	38.3	295,249	27,360	267,889	
	大 学 卒	230	36.1	302,846	28,355	274,491	
	短 大 卒	80	39.6	283,331	28,793	254,538	
	高 校 卒	103	41.5	286,737	24,075	262,662	
	中 学 卒	4	50.7	330,635	30,541	300,094	
	技 術 係 員	324	36.1	305,644	33,659	271,985	
	大 学 卒	160	33.6	320,189	35,732	284,457	
	短 大 卒	59	36.0	307,483	41,496	265,987	
	高 校 卒	102	39.8	281,915	26,506	255,409	
	中 学 卒	3	44.8	275,786	10,298	265,488	

第16表 民間における住宅手当の支給状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	52.0%
支 給 し な い	48.0%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

(備考) 県職員の場合、借家・借間居住者に対する住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第17表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
%	%	%	%
91.9	62.4	62.7	8.1

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
%	%	%	%	%	%	回	%
63.5	(31.4)	(22.5)	(5.1)	(35.9)	(5.1)	16.7	36.5

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

第18表 民間における特別給の支給状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

項 目		支 給 額 等 (事務・技術等従業員)
平均所定内給与月額	下半期(A1)	374,069円
	上半期(A2)	384,888円
特別給の支給額	下半期(B1)	863,262円
	上半期(B2)	922,474円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.31月分
	上半期(B2/A2)	2.40月分
年 間 の 平 均		4.70月分

(注) 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(備考) 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.65月分である。

第19表 民間における冬季賞与の配分状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

部 長 級		課 長 級		係 員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
40.5	59.5	40.6	59.4	47.9	52.1

第20表 民間における定年制の状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
100.0	68.2	31.8	0.0

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

区 分 \ 項 目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課 長 級	%	%	%
	28.8	18.5	71.2
非 管 理 職			
	39.2	28.8	60.8

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。(第22表において同じ。)
- 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和8年職種別民間給与実態調査)

課 長 級	非 管 理 職
%	%
74.6	79.4

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第23表 民間における給与改定の状況等

(令和8年職種別民間給与実態調査)

1 給与改定の状況

役職 段階	企業規模	項目	ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
			%	%	%	%
係 員	規 模 計		65.2	1.3	2.1	31.4
	500人以上		80.9	0.0	0.0	19.1
	100人以上 500人未満		49.3	2.6	4.2	43.8
課長級	規 模 計		62.3	1.3	2.1	34.2
	500人以上		78.3	0.0	0.0	21.7
	100人以上 500人未満		46.4	2.6	4.2	46.7

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

2 定期昇給の実施状況

役職 段階	項目		定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
	企業規模			増額	減額	変化なし		
係 員		規 模 計	%	%	%	%	%	%
		500人以上	98.2	98.2	29.3	4.0	64.8	0.0
		100人以上 500人未満	97.8	97.8	19.7	2.2	76.0	0.0
課長級		規 模 計	98.5	98.5	39.2	6.0	53.4	0.0
		500人以上	91.6	91.6	27.1	4.0	60.4	0.0
		100人以上 500人未満	91.4	91.4	15.3	2.2	73.9	0.0
		100人以上 500人未満	91.8	91.8	39.2	6.0	46.7	0.0

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することが
きない事業所を除いて集計した。
なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合及び100とならない
場合がある。

3 県職員給与と民間給与との比較

第24表 県職員の給与と民間給与との比較

区 分	民 間 給 与	県 職 員 給 与	$\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$
	行政職相当職 (A)	行 政 職 (B)	
平均給与月額	392,156 円	380,603 円	11,553 円 (3.04 %)

(注) 1 「行政職相当職」とは民間事業所における行政職給料表適用者に相当する事務・技術関係職種
の該当者を、「行政職」とは行政職給料表適用者をいう。(参考1において同じ。)

2 県職員給与、民間給与ともに、本年度の新規学卒者の給与は含まれていない。

(参考1) 民間給与との比較を行う県職員(行政職)の平均給与月額

平均給与月額	給 料	地域手当	給料の特別調整額	扶養手当	住居手当	その他
380,603 円	346,031 円	12,138 円	7,867 円	8,427 円	5,854 円	286 円

(注) 県職員の平均年齢は41.9歳で、平均経験年数は19.2年である。

(参考2) 給与比較における対応関係

県 職 員 (行 政 職)	対 応 民 間 職 種	
	企 業 規 模 500人以上	企 業 規 模 100人以上500人未満
9 級	支 店 長 工 場 長 部 長 部 次 長	
8 級	課 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
7 級		
6 級	課 長 代 理	課 長
5 級		
4 級	係 長	課 長 代 理
3 級		係 長
2 級	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員

(注) 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、
係長に含めている。

4 生計費関係資料

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、令和8年4月の標準生計費を費目別、世帯人員別に算定した。

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

第25表 費目別、世帯人員別標準生計費

高松市

（令和8年4月）

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	27,633	49,510	61,259	73,007	84,756
住居関係費	35,746	46,309	39,937	33,569	27,201
被服・履物費	4,003	4,431	6,186	7,941	9,696
雑費Ⅰ	25,299	31,676	43,897	56,119	68,340
雑費Ⅱ	17,953	34,627	40,481	46,335	52,189
計	110,634	166,553	191,760	216,971	242,182

（注） 集計世帯数は、49世帯である。

5 勤務時間等関係資料

第26表 職員の年次休暇の使用日数及び超過勤務時間の状況

1 年次休暇の使用日数

年 部局		令和5年	令和6年	令和7年
知事部局	本 庁	11.2 日	11.4 日	11.5 日
	出先機関	13.5	13.3	13.5
	計	12.4	12.4	12.5
警察本部	警 察 官	12.7	13.2	13.2
	事務職員	13.4	13.2	13.2
	計	12.8	13.2	13.2
教育委員会	事 務 局 員	11.2	10.6	10.2
	県立学校事務職員	12.9	11.7	10.7
	県立学校教 員	14.2	13.0	12.0
	計	13.8	12.6	11.7

(注) 年次休暇の使用日数は、職員1人当たりの年平均使用日数である。

2 超過勤務時間

年度 部局		令和5年度	令和6年度	令和7年度
知事部局	本 庁	19.0 時間	18.7 時間	20.1 時間
	出先機関	9.7	10.1	10.0
	計	14.0	14.2	14.8
警察本部	警 察 官	19.7	20.0	21.0
	事務職員	10.8	12.0	10.5
	計	18.4	18.9	19.5
教育委員会	事 務 局 員	28.1	31.9	33.6
	県立学校事務職員	4.1	4.3	6.4
	計	19.9	22.8	25.1

(注) 超過勤務時間は、職員1人当たりの月平均超過勤務時間である。

(参考) 職員1人当たりの月平均時間外在校等時間

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
教 育 委員会	県立学校教 員	37.9	37.0	36.3

6 人事院勧告等の要旨

人事院は、本年8月7日、国会と内閣に対し、公務員人事管理について報告するとともに、国家公務員の給与、勤務時間及び休暇について報告・勧告した。

1 概要

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格【令和9年度に具体的な内容を報告】
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者か否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入【対象】
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のペースアップ【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設【令和9年4月実施】
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ【令和8年4月実施】
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し【令和9年4月実施】
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

2 給与勧告

俸給

民間と公務の令和8年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和8年4月実施》

- 民間給与との較差(*) 15,056円(3.51%)を解消するため次のとおり改定

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定

《行政職俸給表(一)の平均改定率》1級 4.0%、2級 3.6%、3級 3.4%、4級 3.1%、5~10級 3.0%、全体 3.3%

- 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ初任給は一律9,500円引上げ

【総合職(大卒)】251,500円(+3.9%) 【一般職(大卒)】241,500円(+4.1%) 【一般職(高卒)】209,800円(+4.7%)

* 較差はいわゆる「ペア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善

改定の内訳：俸給 11,179円 広域異動手当(後述) 2,376円 はね返り分(俸給の改定による諸手当の増減) 1,501円

- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善

- 再任用職員の8割以上を占める係長級の官民の給与差をベースに月例給を改善(行政職俸給表(一)全体の平均改定率8.5%)

ボーナス

直近1年間(令和7年8月~令和8年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給状況に見合うよう支給月数の引上げ《令和8年4月実施》

年間4.65月分→4.70月分(+0.05月分)

民間の支給割合 4.72月

公務の平均支給月数 4.65月

- 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分

	(一般の職員の場合)	
	6月期	12月期
令和8年度 期末手当	1.2625月(支給済み)	1.2875月(現行1.2625月)
勤勉手当	1.0625月(支給済み)	1.0875月(現行1.0625月)
令和9年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	1.075月	1.075月

- 特定任期付職員の勤勉手当の見直し《令和9年4月実施》

- 高い成績率を適用可能とすることで、高度の専門性を有し高い業績を挙げた人材の給与水準を確保(俸給等を含め最高で年間約3,380万円)

その他

- 給与制度のアップデートで令和7年度から段階的に見直しを行っている地域手当の支給割合について、令和9年度の支給割合を設定

- 民間の動向を踏まえ、非常勤職員にも扶養手当及び住居手当の支給に努めるよう指針に明記《令和8年10月実施》

- 60歳前後の給与水準(給与カーブ)については、シニア職員の人事管理に関連する制度と一体で検討を加速

※ このほか、初任給調整手当、宿日直手当、委員等の手当について、本年の俸給表の改定状況等を踏まえ、所要の改定

転勤に伴う経済的な負担の軽減等

転居に関する手当 《令和9年4月実施》

転居を伴う転勤に係る経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資することを目的として、単身赴任者に限らず、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設

- 官署を異にする異動を命ぜられ、異動後の官署への通勤が困難であるため、一定距離以上の転居をした職員を対象に支給
- 支給期間は異動から3年間（単身赴任者でやむを得ない場合には3年間を超えて延長可能）

（距離区分別の手当月額）～「単身赴任者」は現行の単身赴任手当の加算額より増額し、60km以上100km未満の区分を新設。「単身赴任者以外」は新たに支給～

	60km以上 100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
単身赴任者	11,000円	18,000円	30,000円	41,000円	52,000円	61,000円	70,000円	78,000円	87,000円	96,000円	105,000円
単身赴任者 以外	6,000円	9,000円	13,000円	18,000円	22,000円	26,000円	29,000円	33,000円	36,000円	40,000円	43,000円

【例】東京から異動する場合の手当額（年額） 東京－大阪：約22万円【単身赴任者は約49万円】 東京－福岡：約35万円【単身赴任者は84万円】

※ 単身赴任者には、上記手当のほか、二重生活の生計費を補助する単身赴任手当（現行の基礎額相当。月3万円）を別途支給

広域異動手当 《令和8年4月実施》

広域的な異動に対する給与上のインセンティブを更に向上させるため、支給割合を引上げ

- 60km以上300km未満：5%→8% 300km以上：10%→16%

【例】地域手当の非支給地間で広域異動する場合の改善額（年額）【地方機関係長の場合】 60km以上300km未満 +約16万円 300km以上 +約32万円

特勤勤務手当に準ずる手当 《令和9年4月実施》

生活が不便な場所に所在する官署への転居を伴う転勤を円滑化するため、人口集中地区から離れた場所にある官署については、公共施設等が近隣に所在していても手当の支給対象とできるよう、官署の指定基準を見直し

※ これらの見直しのほか、今後、円滑な人事配置や優秀な人材の確保・定着の観点から、転勤を行う職員に対する給与上のインセンティブを更に向上させるため、転勤に関する手当を再編・統合し、転勤に関する総合的な手当の新設を検討。措置の具体的な内容を令和9年夏に報告

職務・職責重視の新たな給与体系（措置の骨格）

基本的考え方

- ▶ 本府省の事務次官級～課長級の職員は、政策決定等で中核的役割。能力を発揮し、成果を挙げることが強く求められる
- ▶ これら職員の給与水準は、民間で同等の職務・職責を担う者を下回るとの指摘（国家公務員全体の処遇の印象にも影響）

中核的役割を担い得る優秀な人材を公務に確保するため、本府省の事務次官級～課長級について、

- ・ 他の職員に先行して、職務・職責をより一層重視した給与体系を実現
- ・ 適切な人事評価に基づく任用を前提として、人材獲得競争の中で見劣りしない年間給与水準を確保

措置の骨格

①対象

- ▶ 本府省の事務次官級～課長級

②給与の構成

- ▶ 俸給、業績等手当（ボーナス）、通勤手当、転勤手当を基本（簡素で分かりやすい構成に）

● 俸給

- ・ ポストと給与が強く結びつく俸給表を新設
- ・ 役職段階ごとに複数の俸給月額を設定した上で、各ポストの俸給月額は職務・職責を踏まえて決定

新俸給表のイメージ

号俸	俸給月額	対象ポスト
*	***,***円	事務次官
⋮	⋮	⋮
1	***,***円	●課長、▲課長、...

● 業績等手当（ボーナス）

- 業績相当分 人事評価の結果に基づき成績が優秀の場合に支給
- 職責相当分 一時的なポストの職務・職責の高まりに応じて支給

イメージ

業績相当分			職責相当分		
ボーナスなし	ボーナス	ボーナス	ボーナスなし	ボーナス	ボーナス
良好（標準）			変化なし		
優秀な者に支給			職務・職責の高まりに応じて支給		

● 通勤手当

- ・ 現行制度と同様の取扱い

● 転勤手当

- ・ 転勤関連手当を再編・統合

③年間給与水準

- ▶ 人材獲得競争の観点で参照すべき民間企業の規模・役職段階等を設定し、民間役員報酬の調査結果等を用いて決定

※ 地方の幹部ポストの職務・職責を踏まえた給与措置、年度単位の職務・職責の変化に対応した暫定的な給与調整の仕組み等を併せて検討

➡ 上記の措置の骨格に基づき更に検討を進め、令和9年夏に具体的な内容を報告